

1. 事業対象

既設のエレベーターについて行う、次に掲げる改修工事

- ①地震時管制運転装置の設置(令第129条の10第3項第2号関係)
- ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、令第129条の7第5号、令第129条の8第1項関係)
- ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係)
- ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係)
- ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)

2. 事業要件

エリア

3大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域※1

※1: 耐震改修促進計画等において本事業を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する地域

建築物

・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第16項に規定する特定建築物※2であること。

※2: 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物

・ 延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所は500㎡)以上 かつ 原則として3階以上であること。

・ エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。

・ 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

安全性

事業の結果、改修の内容について、安全な構造となること(改修を行った項目について既存不適格が解消されること)。

3. 国費の交付額

①地方公共団体による直轄事業の場合

防災対策改修に係る工事費(622万円を限度)に11.5%※3を乗じた額

②民間事業者等に対する補助事業の場合

防災対策改修に係る工事費(622万円を限度)に11.5%※3を乗じた額 又は 地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額

※3: 病院、高齢者・障害者施設、防災拠点施設に設置されたエレベーターについては3分の1(2022年3月31日まで)

<防災対策改修の例>

